

北極域研究共同推進拠点運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北極域研究共同推進拠点拠点本部規程（平成28年海大達第107号。第3条第1項第1号において「拠点本部規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、北極域研究共同推進拠点運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、拠点本部の諮問に応じ、北極域研究共同推進拠点（以下「推進拠点」という。）の運営に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究計画に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 組織に関すること。
- (5) その他推進拠点の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点本部規程第2条に規定する拠点本部の構成員
 - (2) 前号の構成員が推薦する国立大学法人北海道大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の職員 各1名
 - (3) 国立大学法人北海道大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構及び国立研究開発法人海洋研究開発機構の職員以外の学識経験者 6名以上
 - (4) その他拠点本部が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 第1項第2号の委員は拠点本部長が指名し、第1項第3号及び第4号の委員は拠点本部長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第3号の委員のうちから、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、北キャンパス合同事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に指名又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。